

# 大阪工口農産物認証制度の概要

安全・安心の印。

工口農産物

大阪府認証

ひと手間かけた、

農業・化学肥料「不使用・5割減」のマークです。



大阪府環境農林水産部農政室

令和6年6月 改訂版

## 1 大阪エコ農産物認証制度とは？

農薬（有機農産物の日本農林規格において使用可能な農薬を除く。以下同じ）と化学肥料（肥料のうち化学合成されたものをいう。以下同じ）の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農作物を、府が市町村、JA等と連携して、「大阪エコ農産物」として認証する制度です。

## 2 大阪エコ農産物とは？

以下の条件を満たした農産物で、大阪府知事が認証したものです。

- (1) 府が作物ごとに定めた**農薬使用成分回数\***を超えていないこと
- (2) 府が作物ごとに定めた**化学肥料使用量\***を超えていないこと
- (3) 遺伝子組み換え作物でないこと

\*作物ごとの農薬使用成分回数と化学肥料使用量は、7「**大阪エコ農産物栽培基準**」を参照してください。

## 3 大阪エコ農産物の認証

- (1) 販売を目的に、大阪府内で農産物を生産している府内の農業者や農業者で組織する団体が、「栽培責任者」として「大阪エコ農産物」の認証申請を行うことができます。
- (2) 認証を受けようとする栽培責任者は、農産物の生産計画の申請書を、原則として居住する市町村の推進協議会（以下、協議会）を通じて府に提出してください。
- (3) 申請は、作物および作型ごとに行う必要があり、1作物当たり1a以上の栽培面積が必要です（1筆、1区画当たり1a以上）。
- (4) 府の申請書受付は、1月と7月の年2回です。

1月申請では4月1日以降、7月申請では10月1日以降に収穫予定の作物について申請できます。周年栽培の場合、最長1年間分をまとめて申請できます。

府への申請時期	栽培開始時期	収穫開始時期
1月	協議会へ申請書提出後	4月1日以降
7月		10月1日以降

なお、申請書受付期間は協議会ごとに異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、協議会又は各農と緑の総合事務所農の普及課にお問い合わせください。

## 4 認証区分

認証区分は以下の3つです。

農薬・化学肥料5割減	農薬・化学肥料（チツ）不使用	農薬・化学肥料不使用
大阪エコ農産物栽培基準を満たす場合	栽培基準を満たすもののうち、農薬使用延べ成分回数、チツ成分の化学肥料使用量ともに0の場合	農薬使用延べ成分回数、化学肥料使用量ともに0の場合

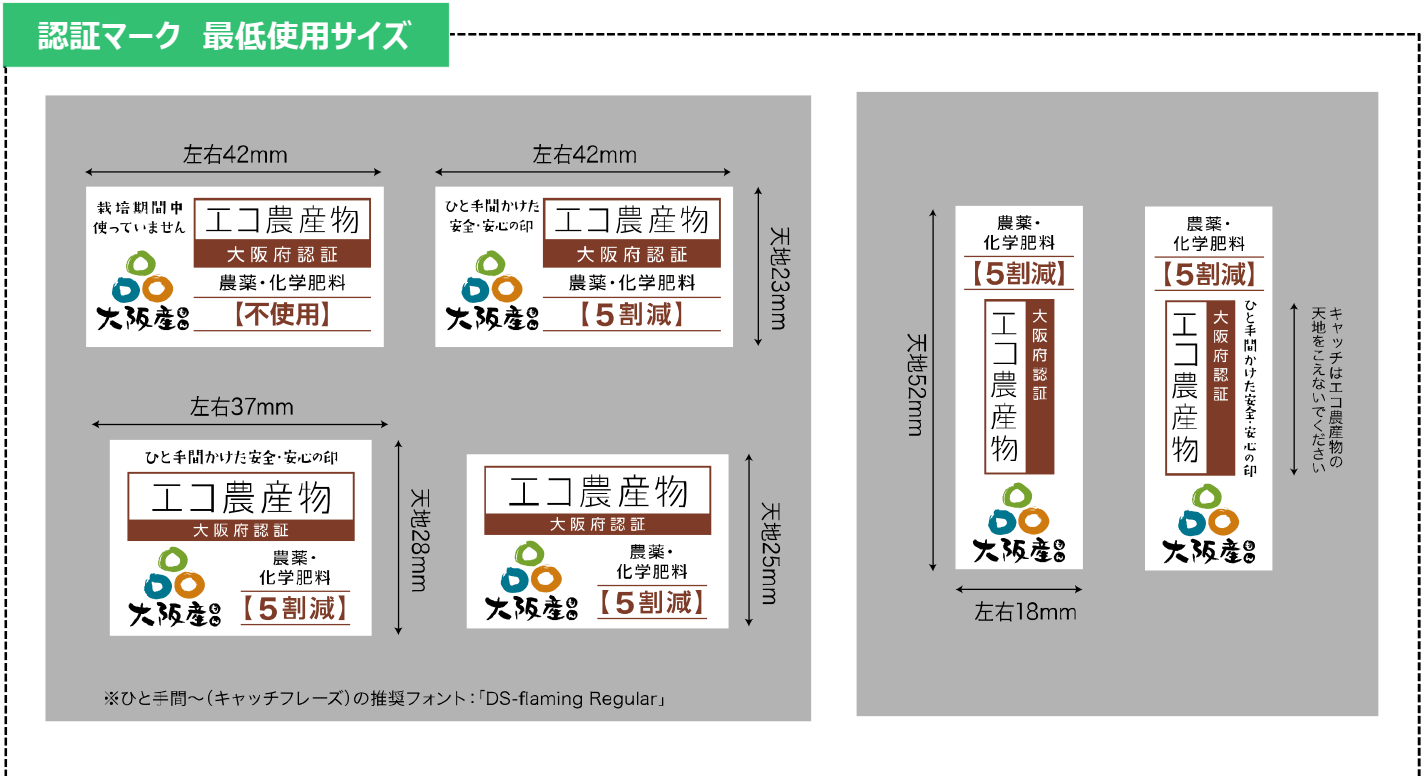
・有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬、肥料及び土壌改良資材については、農薬使用成分回数、化学肥料使用量に数えません。

## 5 認証マークの表示

認証された農産物には、原則として、認証マークを出荷容器、包装物、又は農産物に貼付して出荷・販売してください。その際、必ず認証区分に沿った認証マーク（「5割減」「農薬・化学肥料（チツ）不使用」「農薬・化学肥料不使用」）を使用してください。

- ・認証マークのデータ等は、市町村等推進協議会からお渡ししています。
  - ・農薬・化学肥料の使用状況（認証区分）に応じて、下記のパターンから選択してください。
- 注）記載サイズは**最低使用サイズ**です。**縦・横の比率はそのまま**にして使用してください。

### 認証マーク 最低使用サイズ



### 記載例

栽培責任者の氏名、連絡先をマークとあわせて必ず表示してください

#### 「5割減」の場合

ひと手間かけた安全・安心の印	エコ農産物
	大阪府認証
	農薬・化学肥料
	<b>【5割減】</b>
栽培責任者	□□□□
住所	大阪府○○市○○ 1)
電話	000-000-0000 2)

#### 「農薬・化学肥料（チツ）不使用」の場合

栽培期間中使っていません	エコ農産物
	大阪府認証
	農薬・化学肥料(チツ)
	<b>【不使用】</b>
栽培責任者	□□□□
住所	大阪府○○市○○ 1)
電話	000-000-0000 2)

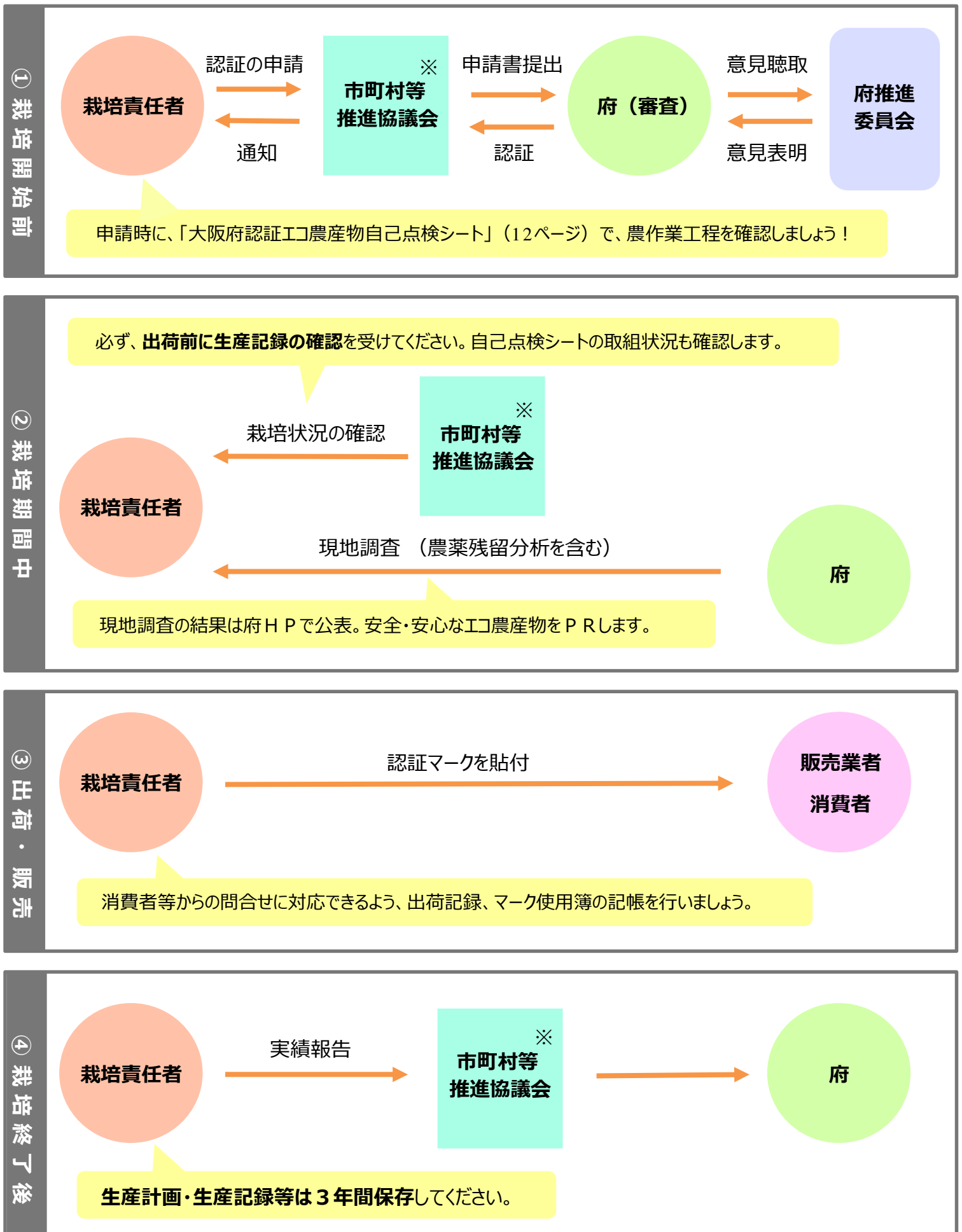
#### 「農薬・化学肥料不使用」の場合

栽培期間中使っていません	エコ農産物
	大阪府認証
	農薬・化学肥料
	<b>【不使用】</b>
栽培責任者	□□□□
住所	大阪府○○市○○ 1)
電話	000-000-0000 2)

- 1) 番地は省略可
- 2) ファックス番号、メールアドレスでも可

「不使用」の認証マークについては、有機 J A S 農産物との違いを明確にするため、「栽培期間中使っていない」ことを明示してください

## 6 認証の流れ



※ 市町村等推進協議会の構成員・・・市町村、JA、府農と緑の総合事務所等

## 7 大阪エコ農産物栽培基準

大阪エコ農産物認証制度の対象となる作物は81品目とその他区分で、その認証基準は下記の表のとおりです。各作物に使用する農薬については、**農薬取締法に基づく適用農作物の範囲に当該作物が含まれていること**が必要です。

作物名 ( )内は農薬取締法上の適用作物名	作型	栽培期間(月)	農薬上限使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				チッソ	リン酸 (目標)
水稲			7	4.5	3.0
スイートコーン (未成熟とうもろこし)			1	9.0	5.5
だいず			4	2.0	7.5
さつまいも(かんしょ)			0	3.0	4.5
さといも			4	8.5	7.0
じゃがいも (ばれいしょ)			0	7.0	4.0
ヤーコン			0	6.0	5.0
やまのいも			0	5.5	10.5
赤しそ			0	3.0	1.0
アスパラガス			6	10.0	9.5
いちご		9	12	9.0	10.0
えだまめ	露地		2	6.0	3.0
	施設			5.5	2.5
おおば			2	8.0	5.5
オクラ			4	14.5	10.0
かぶ			3	6.0	8.0
かぼちゃ			2	11.0	7.5
カリフラワー			6	21.0	14.5
キャベツ			8	20.0	15.5
きゅうり	露地	4	8	18.0	21.0
	施設	5	14	17.5	5.0
くわい			3	19.5	12.5
ごぼう			1	12.5	8.0
こまつな	露地		3	9.5	6.5
	施設			7.5	5.0
さやいんげん			8	8.0	8.0
さやえんどう			3	3.5	7.0
しゅんぎく	露地		4	10.0	6.5
	施設		3	6.5	4.0
しろりり			2	8.5	6.5
しろな	露地		2	7.5	4.5
	施設			5.0	3.0
すいか			5	11.5	8.0

注) 栽培基準は農薬使用延成分回数及びチッソの化学肥料上限使用量です。

リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めません。

作物名 ( )内は農薬取締法上の適用作物名		作型	栽培期間(月)	農薬上限使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
					チッソ	リン酸(目標)
ずいき(さといも葉柄)				2	12.0	4.0
ズッキーニ				2	8.0	6.0
だいこん ※葉だいこんを除く				4	12.0	7.0
たまねぎ				7	10.5	15.5
チンゲンサイ				1	8.5	6.5
とうがらし類				2	15.0	10.0
とうがん				1	11.5	9.0
トマト			9	14	18.0	19.0
なす	水なす	露地	10	19	32.0	27.5
		施設	9	16	32.0	20.5
	水なす以外	露地	10	19	32.0	27.5
		施設	9	16	25.0	12.5
なばな類				1	16.5	13.0
にがうり				3	21.0	17.5
にんじん				1	10.0	6.5
にんにく				1	10.5	12.0
ねぎ				7	12.0	8.0
はくさい				6	24.0	14.0
葉ごぼう				2	11.0	6.5
葉だいこん				1	5.5	4.5
非結球あぶらな科葉菜類 ※しろな、こまつな、チンゲンサイ、みずなを除く				0	6.0	4.0
非結球メキャベツ ※ブチヴェール等				1	11.5	11.0
非結球レタス ※かきちしゃ、サラダ菜等				1	12.0	9.0
ピーマン			6	6	16.0	13.5
ふき				4	28.5	28.5
ブロッコリー				6	21.0	11.5
ほうれんそう	露地			3	12.5	10.0
	施設				10.0	8.0
まこもたけ				0	9.0	7.5
実えんどう ※グリーンピース等				3	3.5	7.0
みずな				3	11.5	7.5
未成熟そらめめ				4	8.0	4.0
みつば				3	17.5	13.0
ミニトマト			9	14	18.0	19.0
モロヘイヤ				1	12.0	12.0
レタス				1	12.0	9.0
れんこん				1	27.5	14.0

注) 栽培基準は農薬使用延成分回数及びチッソの化学肥料上限使用量です。  
リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めません。

作物名 ( )内は農薬取締法上の適用作物名		作型	栽培期間(月)	農薬上限使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
					チッソ	リン酸(目標)
ごま				0	8.0	5.5
いちじく				5	11.5	12.0
うめ				8	9.0	6.0
温州みかん				10	12.5	10.0
かき				3	6.0	4.0
かんきつ ※温州みかんを除く				6	12.0	9.0
キウイフルーツ				5	4.5	4.0
くり				2	3.5	2.5
すもも				5	15.5	14.5
なし				9	7.0	7.0
ぶどう	デラウェア	露地		11	6.0	6.0
		施設		10	8.0	8.0
	デラウェア以外	露地		12	7.0	6.0
		施設		10	5.0	5.0
もも				9	8.5	5.5
アイリス				2	9.5	4.5
きく	夏小ぎく			12	11.5	10.5
	秋ぎく	半電2度切り以外		21	12.0	11.0
		半電2度切り			19.0	14.5
けいとう				3	2.5	1.5
チューリップ				5	5.5	4.5
はばたん				4	8.0	7.0
フリージア				3	8.0	4.0
ゆり				10	13.0	14.0
まつ	ごようまつ以外	成木		4	2.5	2.0
		苗木		3		
	ごようまつ	成木		4	8.0	8.0
		苗木		3		
上記に 該当しない 作物	その他作物(作物名)			0	0.0	0.0

注) 栽培基準は農薬使用延成分回数及びチッソの化学肥料上限使用量です。  
リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めません。

注) その他作物について

- ・栽培計画において農薬・肥料・堆肥等の資材の使用が「無し」又は「不使用認証」で使用できるもののみとします。
- ・作物名は、農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知、最終改正：令和3年1月14日)を参考とします。  
農林水産省ホームページ等を参照 [https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_touroku/attach/pdf/index-43.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_touroku/attach/pdf/index-43.pdf)  
例：その他作物(しょうが)

## 注意点

- 1) 農薬の使用に当たっては、農薬容器に表示された使用方法を遵守してください。
- 2) 農薬の使用延成分回数は、1 剤で 2 成分を含む農薬は 2 回と数えます。  
(例) ・箱施用剤にフジワンプリンス粒剤を使用した場合  
農薬成分がイソプロチオランとフィプロニルの 2 成分のため 2 回と数えます。  
・除草剤にクサトリエース L ジャンボを使用した場合  
農薬成分が、カフェンストール、ダイムロン、ベンスルフロンメチルの 3 成分が含まれているため、3 回と数えます。
- 3) 種子購入時に種子消毒としてすでに使用されている農薬については、使用成分回数に数えません。ただし、種子の購入後に行う種子消毒は使用成分回数に数えます。  
(例) 共同育苗施設から水稻の苗を購入・使用する場合  
育苗センターで実施する種子消毒、育苗時に使用した農薬を数える。
- 4) 接木苗の場合、農薬は穂木に使用した農薬のみを使用成分回数に数えます。
- 5) 有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬は、使用成分回数に数えません。

除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤（除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。）、なたね油乳剤、調合油乳剤、マシン油エアゾル、マシン油乳剤、デンプン水和剤、脂肪酸グリセリド乳剤、メタアルデヒド粒剤（捕虫器に使用する場合に限ること。）、硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、水和硫黄剤、石灰硫黄合剤、シイタケ菌糸体抽出物液剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、硫酸銅（ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。）、生石灰（ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。）、天敵等生物農薬、天敵等生物農薬・銅水和剤、性フェロモン剤（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。）、クロレラ抽出物液剤、混合生薬抽出物液剤、ワックス水和剤、展着剤（カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。）、二酸化炭素くん蒸剤（保管施設で使用する場合に限ること。）、ケイソウ土粉剤（保管施設で使用する場合に限ること。）、食酢、燐酸第二鉄粒剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸カルシウム水和剤（銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。）、ミルバメクチン乳剤、ミルバメクチン水和剤、スピノサド水和剤、スピノサド粒剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水

- 6) 府の使用自粛農薬について  
特定毒物農薬の、りん化アルミニウムくん蒸剤（商品名：ホストキシン等）、  
水質汚濁性農薬の C A T 除草剤（商品名：シマジン等）及び E P N 剤について使用を自粛してください。
- 7) 栽培期間の表示のある作物  
栽培期間の長さ（月数）により、農薬上限使用延成分回数及び化学肥料上限使用量を比例計算します。  
栽培期間別の基準については、8 ページの「**参考** **エコ農産物 栽培期間別基準表**」を参照してください。
- 8) 養液栽培の場合  
使用済み養液に関して、次のような処理を行い、河川等へ放出しないでください。  
①液肥として利用する、②循環利用、③作物に吸収させる等
- 9) 基準値は府内の栽培事例を調査した慣行値をもとに、その 2 分の 1 以下になるように定めています。



# (参考1) エコ農産物 栽培期間別基準表

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
いちご	-	7	9	7.0	7.7
		8	10	8.0	8.8
		9	12	9.0	10.0
		10	13	10.0	11.1
		11	14	11.0	12.2
		12	16	12.0	13.3
		13	17	13.0	14.4
		14	18	14.0	15.5
		15	20	15.0	16.6

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
ピーマン	-	4	4	10.6	9.0
		5	5	13.3	11.2
		6	6	16.0	13.5
		7	7	18.6	15.7
		8	8	21.3	18.0
		9	9	24.0	20.2
		10	10	26.6	22.5

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
きゅうり	露地	3	6	13.5	15.7
		4	8	18.0	21.0
		5	10	22.5	26.2
		6	12	27.0	31.5
		7	14	31.5	36.7
		8	16	36.0	42.0

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
トマト	-	4	6	8.0	8.4
		5	7	10.0	10.5
		6	9	12.0	12.6
		7	10	14.0	14.7
		8	12	16.0	16.8
		9	14	18.0	19.0
		10	15	20.0	21.1
		11	17	22.0	23.2
		12	18	24.0	25.3

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
きゅうり	施設	3	8	10.5	3.0
		4	11	14.0	4.0
		5	14	17.5	5.0
		6	16	21.0	6.0
		7	19	24.5	7.0
		8	22	28.0	8.0
		9	25	31.5	9.0
		10	28	35.0	10.0
		11	30	38.5	11.0

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
ミニトマト	-	4	6	8.0	8.4
		5	7	10.0	10.5
		6	9	12.0	12.6
		7	10	14.0	14.7
		8	12	16.0	16.8
		9	14	18.0	19.0
		10	15	20.0	21.1
		11	17	22.0	23.2
		12	18	24.0	25.3

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
なす (水なす)	露地	5	9	16.0	13.7
		6	11	19.2	16.5
		7	13	22.4	19.2
		8	15	25.6	22.0
		9	17	28.8	24.7
		10	19	32.0	27.5
		11	20	35.2	30.2
		12	22	38.4	33.0

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
なす (水なす以外)	露地	5	9	16.0	13.7
		6	11	19.2	16.5
		7	13	22.4	19.2
		8	15	25.6	22.0
		9	17	28.8	24.7
		10	19	32.0	27.5
		11	20	35.2	30.2
		12	22	38.4	33.0

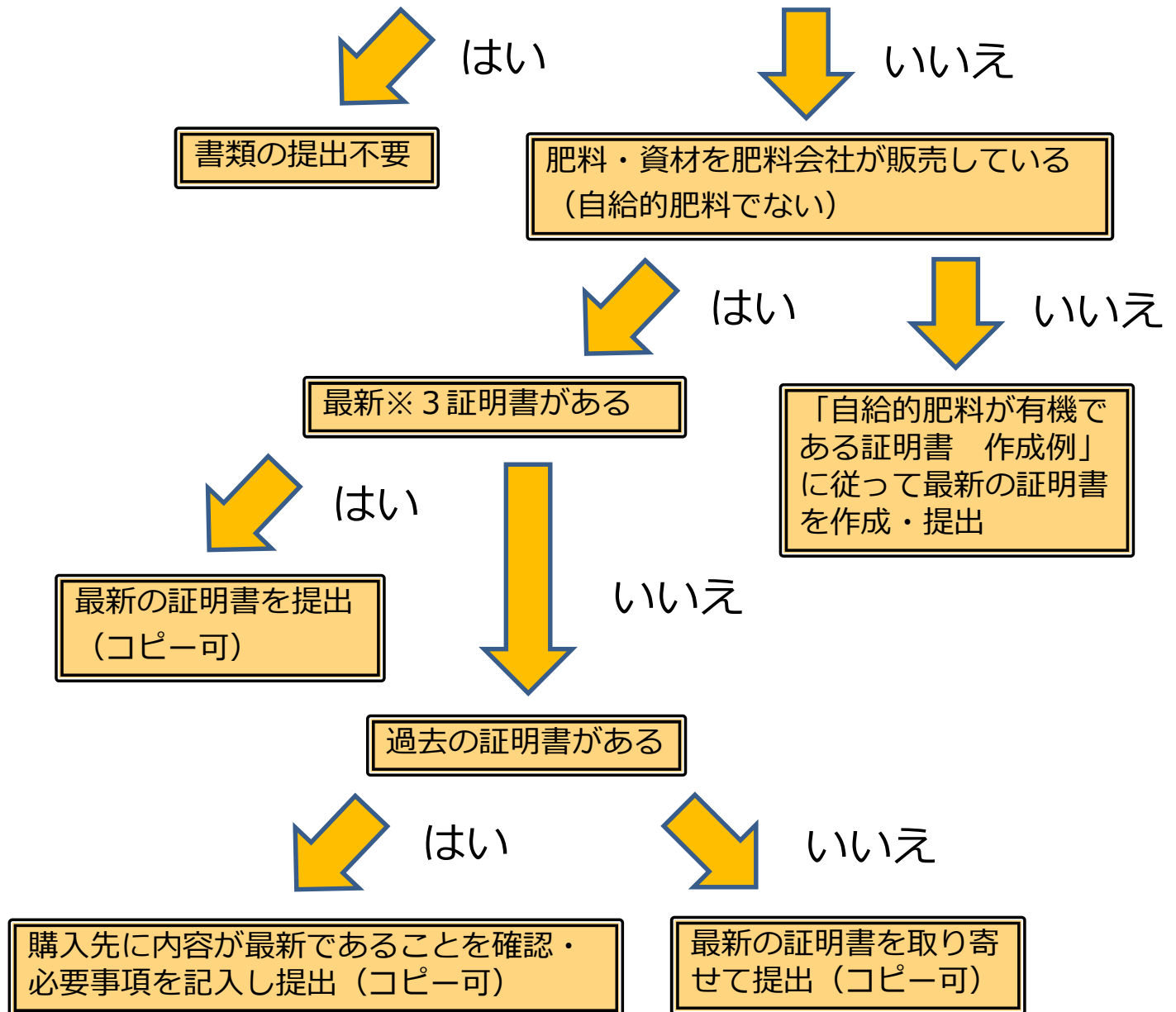
作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
なす (水なす)	施設	4	7	14.2	9.1
		5	8	17.7	11.3
		6	10	21.3	13.6
		7	12	24.8	15.9
		8	14	28.4	18.2
		9	16	32.0	20.5
		10	17	35.5	22.7
		11	19	39.1	25.0
		12	21	42.6	27.3
		13	23	46.2	29.6
		14	24	49.7	31.8

作物名	作型	栽培期間 (月)	農薬上限 使用 延成分回数	化学肥料上限使用量 (kg/10a)	
				窒素	リン酸 (目標)
なす (水なす以外)	施設	4	7	11.1	5.5
		5	8	13.8	6.9
		6	10	16.6	8.3
		7	12	19.4	9.7
		8	14	22.2	11.1
		9	16	25.0	12.5
		10	17	27.7	13.8
		11	19	30.5	15.2
		12	21	33.3	16.6
		13	23	36.1	18.0
		14	24	38.8	19.4

※農薬は小数点以下、肥料は小数点第2位以下切捨て

## 不使用認証で肥料・資材を使用する場合のフローチャート

- ①農林水産省HP 「有機資材リスト掲載一覧表」※1
- ②大阪府病害虫防除G 「大阪エコ不使用認証資材一覧表」※2
- ①又は②に掲載されている。



※1：農林水産省「有機資材リスト掲載一覧表」は、以下のURLに掲載されています。

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/youuki\\_shizai\\_risuto.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youuki_shizai_risuto.html)

※2：「大阪エコ不使用認証資材一覧表」には、過去に証明書を提出した肥料・資材が掲載されています（掲載は提出から3年間）。市町村等協議会と病害虫防除Gが一覧表を共有していますので、使用したい資材が掲載されているかについては市町村等協議会へ確認してください。

※3：申請受付日（7月申請は7月末日、1月申請は1月末日）より1年以内を指します。

### (参考3) 大阪府認証エコ農産物 自己点検シート

項目	
<b>1 効果的・効率的で適正な防除【必須】</b>	
①	効果的かつ効率的な防除のため、生物農薬の利用やべたがけ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病虫害の発生予察情報を活用する。
②	農薬を使用するときには、ラベルの使用方法を確認し、記載された内容に従って使用する。 (農薬取締法の遵守)
③	風の強い日には農薬散布を控え、粒剤や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲のほ場や作物への農薬の飛散を確実に防ぐ。 また、必要に応じて、散布前に、ほ場の周囲の農業者に、農薬散布を知らせる。
④	農薬は必ずカギのかかる場所で、農薬以外のものと接触しないように保管しておく。 また、別の容器に移し替えたりしない。
⑤	農薬の使用前には防除器具の破損等がないか点検を行う。さらに、残液による適用外作物への農薬使用とならないよう、散布後は散布機や薬液タンク等の防除器具をしっかりと洗浄する。
<b>2 適切で効果的・効率的な施肥【必須】</b>	
①	世界的にも資源の枯渇が懸念されているリン酸についても、従来のエコ栽培基準の範囲内で使用するよう努める。
<b>3 生産情報の記録【必須】</b>	
①	エコ農産物を出荷する前に必ず、栽培記録により協議会から基準内であることの確認を受ける。
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を残し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産情報や出荷状況の記録は3年間残すとともに、栽培計画の作成に役立てる。
<b>4 安全・安心な食品(エコ農産物)生産【必須】</b>	
①	ほ場内や作業場、水源等の生産施設において、汚染源の可能性のあるペットを含む小動物、ネズミ、カラス、イノシシや虫等が入らないよう柵や網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染源がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。
②	ハサミやナイフ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋については、常に清潔なものを使用するとともに、作業服のポケットや作業台には作業に関係のないものは置かない。また、作業後に刃物類の数量を確認する。
③	作業前は作業者の体調確認を行い、感染症が疑われるときは作業に従事しない。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗い等、作業者の衛生管理を行う。
④	栽培期間中、大阪府から大阪エコ農産物の残留農薬検査に必要な農産物(目安は500~1000g程度、結果は府HPで公表)について提供を求められた場合、無償で提供する。
<b>5 認証マークの適切な表示【必須】</b>	
①	認証マークは適正に保管・管理する。 出荷・販売前に、生産ほ場・品目・肥料・農薬等について生産状況確認を受け、その結果、エコ農産物として適正であった農産物にのみ認証マークを使用する。認証区分についても、生産状況確認結果を反映した認証マークを使用する。
<b>6 土づくりの励行【推奨】</b>	
①	堆肥や有機質資材等の施用を積極的に行い、土づくりを励行する。
②	ほ場内及び周辺に有害物質(農薬の空容器、オイル缶等)等の汚染源がないことを確認する。
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。
<b>7 環境への配慮【推奨】</b>	
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑え、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや穀類乾燥機などの機械は適切に補修や点検整備を行う。
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、作物残さ等の有機物についても、堆肥化など効果的な利活用を積極的に進める。
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。

# お問い合わせ先

名称及び所在地	代表電話番号（直通番号） FAX番号
大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ 583-0862 羽曳野市尺度442	直通のみ(072-957-0520) FAX 072-956-8711
大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課 567-0034 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル内	072-627-1121(622-3435) FAX 072-623-4321
大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課 581-0005 八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515(922-3070) FAX 072-991-8281
大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課 584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131(25-1174) FAX 0721-25-0425
大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課 596-0076 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601(439-0167) FAX 072-438-2069
大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ 559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎 2 2階	06-6941-0351(内線 6744) FAX 06-6614-0913

安全・安心の印。

ひと手間かけた、  
大阪府認証  
エコ農産物

農業・化学肥料「不使用・5割減」のマークです。 

- ・申請窓口（市町村等協議会）一覧
- ・申請書様式
- ・エコ農産物取扱店舗 など

詳しくは、

大阪エコ農産物



で検索



※当事業はSDGsに掲げる17のゴールのうち上記4つのゴールの達成に寄与するものです。



大阪府

環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ

〒583-0862 羽曳野市尺度442

TEL 072-957-0520 FAX 072-956-8711

令和6年6月発行